

制作サービス個別規定

第1条 制作サービス概要

当社はお客様のために、Web制作サービスとして、サイト構築、サイト更新・運用、ドメイン取得・維持等を行います。サービスの内容に、どのような業務が含まれるかについては、業務条件書（見積書、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書添付した電子メール・FAXを含みます。以下本規約において同じ。）に定めるとおりとします。

第2条 業務条件書

業務条件書の内容は、お客様と当社との契約内容を構成します。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と業務条件書の内容が矛盾抵触する場合には、業務条件書の内容が優先します。業務の内容が追加的に変更される場合には、別途業務条件書を作成のうえ、対応する申込書を提出するものとします。サーバー運用、ドメイン取得、メールサービス等のサービスは、業務条件書に記載されている場合のみサービスとして提供されます。

第3条 制作サービス料金

制作サービスの料金及びお支払い条件は業務条件書に記載のとおりです。業務条件書に定めのない場合には、サイト構築業務・ドメイン取得業務に関するものは納品月の翌月末日までに、サイト更新・運用・ドメイン維持業務に関するものは業務実施月の前月末日までに、支払うものとします。当社が見積もりの際に前提としていた作業内容が異なったこと等により変更作業を伴う場合は、当社はおお客様に対し別途請求することができるものとします。またサービスの料金に係る領収証は発行しておりません。お客様の送金の記録等をもって領収証に代えさせていただきます。支払い方法について業務条件書に定めがない場合には、別途当社が指定する銀行口座に送金して支払うものとします。送金手数料はおお客様の負担とします。

第4条 制作サービス契約期間

本規約により行うサイト更新・管理及びドメイン取得・維持の契約期間は業務条件書に定めるとおりです。

第5条 著作権

納入された成果物に関する著作権は、納入の完了時に当社からおお客様に移転します。ただし、当社が業務の着手以前から保有する著作物及び素材等第三者からの使用許諾を受けて成果物に含めた著作物に関する権利は、納入完了後も当社又は提供元の第三者に留保され、成果物の使用に必要な範囲において、お客様に使用が許諾されるものとします。

第6条 責任

1. 公開されるウェブサイトの内容に関しては、お客様自らが完全な責任を負い、当社は一切責任を負わないものとします。
2. お客様は、当社に提供するウェブサイト制作のための原情報について、正確を期し、法令に違反するものでないことを確保する義務を負うものとします。公開されたウェブサイトについて提供者が第三者よりクレームを受けた場合、又は当社がおお客様のウェブサイトについて問題を発見した場合には、契約の解約を待たず、ウェブサイトの公開を中止・中断できるものとします。
3. 成果物にミドルウェア、ルーチン、モジュール、素材等第三者が作成したものが含まれる場合の瑕疵については、お客様は当該第三者に対してのみその責任を追及するものとします。
4. 当社は成果物や成果物の運用によって生じるデータをバックアップする義務を負いません。これらのデータが消失した場合でも、当社はおお客様に生じた損失を補償する責任を負いません。
5. 当社がおお客様に対して負う損害賠償責任についてはお客様が現実に被った直接損害に限り、当該損害が発生した日の属する月から遡って2ヵ月の間（契約日より当該損害が発生した月までの期間が2ヵ月を下回る場合は当該期間となります。）におお客様が当社に支払ったサイト更新・運用料の総額（係る支払いが存在しない場合にはサイト構築業務の委託料）を賠償額の上限とします。

第7条 解約・違約金

お客様が検収完了前又は契約期間中にサービスの契約を解約する場合には、違約金として制作業務の場合には成果物が納品された場合に発生する代金額を、運用等の業務の場合には契約残期間中に発生する代金の合計額を、当社に対して支払うものとします。違約金が支払われた場合でも、お客様による解約により当社に別途損害が生じた損害を請求することは妨げられません。